# 第一章

# 第3次健康あきた市21の基本的な考え方

# 第1節 計画策定の背景

わが国では、医学の進歩や生活環境の改善等により平均寿命が延びる一方で、人口の少子高齢化とともに、 がんや脳卒中などの生活習慣病が増加し、結果として働き盛りの壮年期死亡や要介護状態になる人の増加が 深刻な社会問題となりました。

国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が増す中、平成12年に、健康寿命(注1)を延伸し、すべての国民が健やかで活力ある社会とするため、21世紀における国民健康づくり運動プランとして「健康日本21」が策定され、一次予防(注2)の観点を重視した取組を推進しました。

その後、平成25年度からは、「健康日本21(第二次)」に基づき、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、そして健康格差の縮小を最終目的とした健康づくりを推進し、令和6年度からは、令和5年に改正された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとする「健康日本21(第三次)」が開始されます。

このような国の動向を踏まえ、本市では、平成14年度に、市民の健康づくり計画として「健康あきた市21」 (以下、「第1次計画」という。)を策定し、平成15年度から平成24年度までの10年間、すべての市民が元気でいきいきと暮らせるよう、一人ひとりの日ごろからの生活習慣の改善や健康づくり運動の実践などの一次予防に重点をおいて計画を推進しました。

その後、平成25年度からの「第2次健康あきた市21」(以下、「第2次計画」という。)では、一次予防を重視する第1次計画の基本的方針を踏襲しつつ、生活習慣病の発症予防に加え、重症化や合併症の予防、高齢に伴う身体活動の低下を遅らせることなどにより、健康寿命を延ばす取組を展開しています。

この第2次計画は、令和5年度に最終年度を迎えることから、これまでの推進の成果や課題、急速に進む少子高齢化など、健康づくりを取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、令和6年度から12年間に取り組むべき目標を改めて設定することにより、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に進めていくため、本市の新たな健康づくり計画として「第3次健康あきた市21」(以下、「第3次計画」という。)を策定します。



R6-R17 健康日本21(第三次)

# 《 秋田市 》

H15-H24 健康あきた市21

H25-R5 第2次健康あきた市21

R6-R17 第3次健康あきた市21

#### 注1) 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

#### 注2) 一次予防

適正な食事や運動不足の解消など、健康的な生活習慣づくりや予防接種などにより、疾病の発生そのものを予防すること。

## 第2節 計画の目的

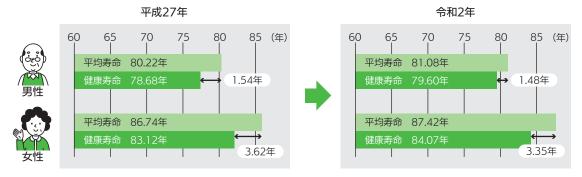
この第3次計画は、市民一人ひとりの健康に対する意識を高め、生活習慣病の発症や重症化を予防することで、健康寿命を延ばすことを目的とします。

平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味し、市民一人ひとりの生活の質を維持し、医療費や介護費等の負担を軽減するためには、その差を縮小することが重要です。

#### 「秋田市の平均寿命と健康寿命]

本市の令和2年の平均寿命は、男性が81.08年、女性が87.42年であり、健康寿命との差(日常生活に制限のある「不健康な期間」)はそれぞれ1.48年、3.35年となっています。

平成27年ではその差が、男性が1.54年、女性が3.62年であったことから、男女とも縮小傾向にあります。



- ※厚生労働省科学研究「健康寿命の算定プログラム」に基づき算定
- ※算定に用いる「不健康」のデータは、介護保険における「要介護度2~5」(該当年度10月診査分)

### [参考 国・県の平均寿命と健康寿命]

	平均寿命(	令和2年)	参考:健康寿命(令和元年)			
	男性	女性	男性	女性		
国	81.56年	87.71年	72.68年	75.38年		
県	80.48年	87.10年	72.61年	76.00年		

※平均寿命 資料:厚生労働省 完全生命表(5年毎に公表)

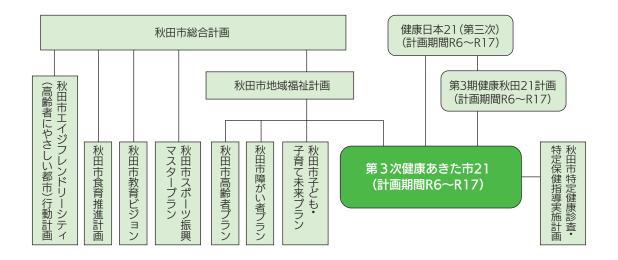
※健康寿命 資料:厚生労働省 厚生科学審議会 健康日本21 (第二次) 推進専門委員会資料

※算定に用いる「不健康」のデータは、国民生活基礎調査において「健康上の問題で日常生活に何らかの影響がある」と答えた人

## 第3節 計画の位置づけ

この第3次計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」で、市民の健康増進の総合的な推進を図るための方向性や目標を定めるものです。

秋田市総合計画および秋田市地域福祉計画の実施計画であり、本市の健康づくりの基本となる計画です。



# 第4節 計画期間と評価

国の健康日本21 (第三次) は、医療費適正化計画、医療計画、介護保険事業(支援)計画の計画期間と一致させ、健康づくりと関連する他の計画と一体的に実施すること、また、健康増進への効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うためには一定の期間を要することを踏まえ、計画期間を12年間としています。

本市における第3次計画の計画期間も国の方向性と同様とし、令和6(2024)年度から令和17(2035)年度までの12年間とします。

ただし、計画期間が長期にわたるため、毎年度、事業の進捗状況について健康あきた市21推進会議<sup>(注3)</sup>で審議を重ね、中間評価時には社会を取り巻く状況の変化、市民の意識や生活スタイルの変化に合わせて、指標や目標値などを見直し、健康づくりを推進していきます。

(2024) R6	(2025) R7	(2026) R8	(2027) R9	(2028) R10	(2029) R11	(2030) R12	(2031) R13	(2032) R14	(2033) R15	(2034) R16	(2035) R17	
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	
					市民健康意識調査	中間評価			市民健康意識調査	最終評価	次期計画策定	

<sup>※</sup>国は令和11年を目途に中間評価を、令和15年を目途に最終評価を行う予定。 本市の中間評価および最終評価は、国の動向を参考にして行う。

#### 注3) 健康あきた市21推進会議